

2015年(平成27年)7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

歴史資料の調査, 研究, 収集及び管理事務に係るコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)6月26日付けで諮問(第751号)された歴史資料の調査, 研究, 収集及び管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

現在, 文書館所蔵資料約20万点については, 利用者が文書館市民資料室に来室し, 資料目録から選択して閲覧を行う方法で資料の公開を行っている。

さらに原本の複製品である画像データ提供希望者については, 申請書を提出していただき, 利用目的と当該資料の利用条件を確認し, 画像データ提供が可能かどうかの審査を行い, 相手方に連絡し, 希望者はCD-Rを持参して文書館へ来館し, 画像データの提供を受けている。その間, 申請から画像データの提供を受けるまで約4日から5日間を要している。CD-Rの受け渡しについては郵送でも行っているが, 更に提供までの日数はかかる。

現在, 文書館では, 電子文書館という独自のホームページを作成し, 所蔵資料を順次市民に公開している。このことにより, 来館せずにホームページ上で文書館所蔵資料の一部を検索, 閲覧することができるようになった。

ただし、画像データ提供手続は、従来どおり来館または郵送で行っていることから、検索、閲覧から画像データ提供までの手続をホームページ上で完結して欲しいという要望が、利用者から多く寄せられている。

こうした利用者のニーズに対応し、利便性を向上させるために、簡便な方法で画像データを提供できる新しいシステムを、電子文書館に構築する。これは、ホームページ上で著作権的に問題のない画像のみを対象とし、文書館の定める利用条件に同意すると、利用届の提出のみで画像データの提供を受けることができるというものである。

利用届には、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、ファクシミリ番号を記載してもらうこととする。これは、利用条件に反する利用を確認した場合、注意喚起をするためである。

このように、電子的に個人情報収集し、コンピュータ処理をすることについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理をする内容

利用者が電子文書館を閲覧して利用を希望する資料を選択し、利用規約・プライバシーポリシーの確認後、利用条件に同意すると利用届フォームが表示され、これに氏名、住所、E-mail、電話番号、ファクシミリ番号を入力し、文書館に送信すると、画像のダウンロードが開始される。

また、利用者が入力した利用届フォームは、電子文書館ホームページサーバ(以下「ホームページサーバ」と略)が受信し、ホームページサーバOSに標準装備されている sendmail 機能により、藤沢市メールサーバを経由して、文書館の担当職員のアドレスに自動的に送信される。

### イ コンピュータ処理の必要性

現在画像データ提供希望者が画像を検索し、閲覧してから、画像データの提供を受けるまでは、約4日から5日間を要している。

新しいシステムでは、ホームページ上に公開している著作権的に問題のない画像データの提供について、画像の利用届をホームページ上から電子的に送付することで、画像データ提供が速やかに行えるようになり、利用者の時間的負担を軽減することができる。

そのためにも、コンピュータ処理を必要とする。

### ウ コンピュータ処理をする個人情報

画像利用を希望する本人が利用届フォームに入力する事項

氏名・住所・E-mail・電話番号・ファクシミリ番号

### エ コンピュータ処理の安全対策について

利用届フォームの記載事項は、藤沢市役所のメールサーバを経由して、電子メールとして限られた担当職員のメールアドレスに送信

され、担当職員のPCが受信する。

受信した電子メールは紙に印刷し、利用届として紙の状態で作保存する。電子メールは、文書館のPCから削除するため、個人情報が電子データとして保存されることはない。

紙に印刷した利用届は、施錠できるキャビネットに保管する。

以上に加え、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(3) 実施期間

2015年(平成27年)7月9日以降

(4) 提出書類

- ア 別紙1 「システム概要図」
- イ 別紙2 「利用届フォーム」(案)
- ウ 別紙3 「藤沢市文書館条例」
- エ 別紙4 「藤沢市文書館運営規則」
- オ 別紙5 「個人情報取扱事務届出書」(案)

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

現在画像データ提供希望者が画像を検索し、閲覧してから、画像データの提供を受けるまでは、約4日から5日間を要している。

新しいシステムでは、ホームページ上に公開している著作権的に問題のない画像データの提供について、画像の利用届をホームページ上から電子的に送付することで、画像データ提供が速やかに行えるようになり、利用者の時間的負担を軽減することができる。

そのためにも、コンピュータ処理を必要とする。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

利用届フォームの記載事項は、藤沢市役所のメールサーバを経由して、電子メールとして限られた担当職員のメールアドレスに送信され、担当職員のPCが受信する。

受信した電子メールは紙に印刷し、利用届として紙の状態で作保存す

る。電子メールは、文書館のPCから削除するため、個人情報や電子データとして保存されることはない。

紙に印刷した利用届は、施錠できるキャビネットに保管する。

以上に加え、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上